

南相馬市高齢者総合計画【概要版】

(第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

1 計画策定の背景と趣旨

本市における、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は令和2年7月末現在で35.5%となっており、市民のおよそ3人に1人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると、令和22年(2040年)には、高齢化率が44.6%にまで達すると予測されています。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視野で計画を策定し、具体的な取組やその目標を位置付けることが必要となっています。

本計画は、以上のような背景、高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、来るべき高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定し、実行していくためのものです。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、「南相馬市高齢者総合計画」として策定するものです。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、南相馬市地域福祉計画などの市の諸計画との整合性を図りながら策定しました。

(3) 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画(高齢者福祉計画)は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となり、本計画は、計画期間を令和3年度～令和5年度(2023年度)として策定しました。

(4) 計画の策定体制

計画策定にあたっては、学識経験者・福祉関係者・保健医療関係者・介護保険被保険者等の多様な分野で組織する「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」及び各専門部会(生活支援体制整備部会・介護予防部会・認知症支援部会・医療と介護の連携部会・介護保険部会)において、様々な見地から計画案を検討しました。また、アンケート調査などを行い広く市民の皆様の意見をいただき策定しました。

3 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画における基本理念は、本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」のまちづくりの基本指針の一つである以下の理念を基本理念に据えます。

健康で安心して暮らすことができるまちづくり
～元気・いきいき・健幸を目指して～

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

●基本目標1 高齢者が、明るく元気に目標を持って生き生きと生活できること●

高齢者が、いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりと介護予防の取組を推進していきます。そのために、心身の健康の維持・増進とともに、社会とのかかわりを保ちながら、すべての高齢者が地域の中で生きがいを日々実感しながら充実した生活が送れるよう支援していきます。

●基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること●

高齢期を迎え、単身になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境が必要です。そのため、市が提供するさまざまな福祉サービスを組み合わせながら、生活が維持できる体制を整備します。

●基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること●

高齢者の不安や孤独感は、震災を含む自然災害や新型コロナウイルス感染症などで高まっており、いまだそれを解消するには至っていません。それらを解消し、いかに安心して暮らしてもらえるかは重要なことです。そのため、市民の福祉意識を高め、高齢者とのつながりを持ち、地域全体で高齢者を支えていくことのできる温かい心の通う地域づくりを目指します。介護施設等においても感染拡大防止対策を徹底し、高齢者の不安感を減らし、日常生活を総合的に支援するため、市民の福祉活動の促進と保健・医療・介護・福祉の連携に努め、地域における総合支援体制の構築を目指します。

4 計画の体系

【基本理念】 **健康で安心して暮らすことができるまちづくり**
 ～ 元気・いきいき・健幸を目指して ～

